

議第 5 1 号

高山市公文書館管理条例の一部を改正する条例について

高山市公文書館管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 5 年 9 月 2 日 提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

公文書館の管理を指定管理者に行わせるため改正しようとする。



<p>(入館の制限)</p> <p>第7条 市長は、公文書館の利用者が他人の迷惑となるおそれのあるときその他管理上支障があると認められるときは、その利用を制限することができる。</p>	<p><u>した場合の費用については、当該指定管理者の収入として収受させる。</u></p> <p>(入館の制限)</p> <p>第7条 <u>指定管理者</u>は、公文書館の利用者が他人の迷惑となるおそれのあるときその他管理上支障があると認められるときは、その利用を制限することができる。</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の高山市公文書館管理条例の規定により指定管理者に管理を行わせるための準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。